

令和 7 年 6 月 30 日

文化庁企画調整課

課長 春山 浩康様

全国大学博物館学講座協議会

委員長大学 明治大学

代 表 駒見和夫



「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」改訂に関する要望

全国大学博物館学講座協議会では、これまでの博物館法制度改正の動向にあたり、「博物館法制度改正における学芸員資格制度に関する意見」（文化庁企画調整課長宛、令和 3 年 7 月 15 日）、「博物館法制度改正にかかる学芸員の雇用促進と待遇改善に向けた要望」（文部科学大臣宛、令和 4 年 7 月 24 日）を、関係省庁に提出してまいりました。その中で、学芸員の適正数配置の基準を設けること、学芸員の正規職の数値を示しその採用を奨励すること、「学芸員」の職名の使用を明確化すること、学芸業務の管理職は学芸員資格者を原則とすること、学芸員（補）および博物館職員の研修制度の充実と参加しやすい環境を整備すること、などを要望してきたところです。

今般、博物館法の一部改正に則して、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改訂に向けた検討が文化庁の文化施設部会博物館ワーキンググループで進められていますが、この改訂において是非とも反映させていただきたい事がらをここに提示し要望いたします。

全国大学博物館学講座協議会は、博物館学講座を開講して学芸員養成教育にかかる大学で構成されています。各大学では、博物館学芸員を一生の仕事として、これに従事する価値のある職と位置付けて博物館学講座の運営と養成教育にあたっています。しかしながら、現状の学芸員の雇用と待遇には改善されるべき課題は少なくありません。

本協議会の役割に鑑み、この要望は、望ましい基準の学芸員にかかる事項に絞り、大きな夢と希望をもって活躍できる学芸員職と博物館が実現するよう、加盟 177 大学の総意としてとりまとめ、提出するものです。

【要望内容】

* 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の規定に、つぎの内容を入れることを求める

○ 「調査研究」に関して

1. 調査研究のための環境整備（予算の確保・従事する時間の確保など）に努める、ことを求める

○ 「学校、家庭及び地域社会との連携等」に関して

1. 学芸員養成をおこなう大学との連携をはかり、博物館実習を積極的に受け入れるとともにインターンシップなどの制度を整え、現在、そして次世代の博物館を担う人材を育成する機会の提供に努める、ことを求める

○ 「職員」に関して

1. 学芸員の適正数配置の基準を示し、専門職としての採用を促進すること、正規職の採用枠を拡大すること、会計年度任用職員の正規職への移行・登用を積極的に進めること、を求める

* 1973 年の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」で定められた学芸員数をあらためて検討し、数値を示さなければ適切な学芸員配置の実現が困難です。望ましい基準に加えることがどうしても難しければ、通達等の文書で補足提示するなどの対応を求める

全博協では、「都道府県立は 17 人、市・区立は 6 人、町村立は複数人、私立は規模に応じた人数」を基準として提案します。

2. 学芸業務の役職者（学芸部・課長、資料課長、普及課長など）は、学芸員有資格者とする、ことを求める

○ 「職員の研修」に関して

1. 学芸員（学芸員補）および博物館職員の能力と技術の向上のため、文化庁主催や都道府県単位でおこなわれる研修、また民間でおこなわれる研修などに主体的に参加できるよう、予算の確保や代替スタッフの確保など、参加しやすい環境の整備に努める、ことを求める

以上